

東松山市都市計画審議会委員 公募要項

1 目的

都市計画（まちづくりのルールや道路・公園などの計画）は、都市の将来の姿を決定する重要なものです。そのため、都市計画を定めるに当たっては、行政機関のみで判断するのではなく、学識経験者や市民などで構成される審議会の審議を経て決定することとされています。

このたび、公募委員の任期が満了となることから、新たに委員を募集します。

2 公募人数及び任期

(1) 公募人数 3人

(2) 任期 令和8年8月1日から令和10年7月31日まで

※本審議会は、学識経験を有する者（5人以内）、市議会の議員（5人以内）、関係行政機関の職員（2人以内）及び市民（3人以内）で構成されます。

3 応募資格

市内に在住し、年3回程度、平日昼間に開催する会議に出席できる満18歳以上の方とします。ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

(1) 本市の市議会議員又は市職員

(2) 委員として選任しようとする日現在、本市の他の審議会等の公募委員となっている方

(3) 本市の他の審議会等の公募委員に応募している方

4 職務

都市計画を定めるときに、都市計画法に基づき、都市計画法案について審議していただくほか、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項（東松山市都市計画マスタープラン及び東松山市立地適正化計画を含む）について審議していただきます。

5 報酬等

東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、報酬（月額6,300円）及び費用弁償（月額2,200円）を支払います。

6 応募方法

次の書類を、都市計画課へ直接持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

募集要項及び所定の申込書は、都市計画課（市役所分室西棟2階）、各図書館及び各市民活動センターで配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

(1) 附属機関委員応募用紙

(2) 「市のまちづくり（都市計画）に関する考え方」をテーマとした小論文（800字以内）

7 募集期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月22日（月）まで（必着）

8 選考及び結果

応募用紙及び小論文の内容に基づき審査の上、選考します。選考結果は、合否にかかわらず、応募者全員に通知します。なお、応募用紙及び小論文は返却しません。

《問い合わせ先》東松山市役所 都市整備部 都市計画課

〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58 電話：0493-21-1425

電子メール：toshikeikakuka@city.higashimatsuyama.lg.jp